



岩美町子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成事業案内

岩美町では、自らが町内に定住する目的で、新築工事、建売住宅の購入、リフォーム工事をする方を対象に、その費用の一部を助成しています。

1. 新築工事・建売住宅購入

**工事着工前に
申請が必要です！！
(建売については購入前)**

【対象住宅】

- ・自己が居住する目的で町内に新築する住宅
(申請日の属する年度の翌年度の3月30日までに工事が完了するもの)
 - ・自己が居住する目的で購入する町内の建売住宅(建築完了の日から1年以内のものに限る。)
- ※別荘等一時的に使用するもの、賃貸、販売等営利を目的とするもの及び倉庫等は除きます。

【助成額】 20万円 ただし、次の①～⑤に該当する場合はその額とします。

① 若者世帯	50万円
② 子育て世帯	50万円
③ 多世代同居世帯	50万円
④ 町内事業者が施工又は販売	80万円
⑤ ①～③のいずれかで④に該当する場合	100万円



※①若者世帯…いずれかが40歳以下の夫婦のみの世帯

※②子育て世帯…18歳以下の子どもを養育する世帯

※③多世代同居世帯…同一世帯内に子夫婦とその親が居住する世帯又は3世代以上の世帯員が居住する世帯

【申込み資格】

- ・町内在住で本町に住民登録しているか、住宅の新築又は購入に伴って本町へ転入する予定の方
(助成金請求時に本町に住所を有していること。)
- ・住宅の新築又は購入後、5年以上当該住宅へ居住する予定の方
(助成金交付後5年以内に当該住宅から転居された場合は助成金の返還請求の対象となります。)
- ・本人及び世帯員が町税、税外収入金その他本町の歳入となるべきものを滞納していないこと。
(申請時に町外に住所がある場合又は申請日の属する年の前年の1月1日に町外に住所がある場合は、本人及び世帯員が納税義務を負う前住所地である市区町村において税金の滞納がないこと。)

<注意事項>

- ・新築工事着工前(建売住宅購入の場合は購入前)の申請が必要です。
- ・詳細は岩美町役場住民生活課住宅係へお問い合わせください。

2. リフォーム工事

**工事着工前に
申請が必要です！！**

【対象住宅】

- ・申請者が居住するため町内に所有する住宅
- ※別荘等一時的に使用するもの、賃貸、販売等営利を目的とするもの及び倉庫等は除きます。
- ・交付を受けたことがある場合は、交付を受けた日から5年経過していること
(当該住宅を3親等以内の親族以外の者が所有することになった場合を除く。)

【対象工事】

- ・**町内事業者が施工する工事**で、工事にかかる費用が10万円以上のもの
(申請日の属する年度の翌年度の9月30日までに工事が完了するもの)
- ※リフォームの例… 住宅の修繕、外壁塗装、下水接続、
住宅に附属する設備の設置・交換および改修 等

【助成額】

- ・助成対象工事にかかる費用の**10%(上限10万円)**
- ・ただし、①若者世帯 ②子育て世帯 ③多世代同居世帯に該当する場合は、助成対象工事にかかる費用の**15%(上限15万円)**
- ※①若者世帯…いずれかが40歳以下の夫婦のみの世帯
- ※②子育て世帯…18歳以下の子どもを養育する世帯
- ※③多世代同居世帯…同一世帯内に子夫婦とその親が居住する世帯又は3世代以上の世帯員が居住する世帯

【申込み資格】

- ・町内在住で本町に住民登録しているか本町へ転入する予定の方
(助成金請求時に本町に住所を有していること。)
- ・本人及び世帯員が町税、税外収入金その他本町の歳入となるべきものを滞納していないこと。
(申請時に町外に住所がある場合又は申請日の属する年の前年の1月1日に町外に住所がある場合は、本人及び世帯員が納税義務を負う前住所地である市区町村において税金の滞納がないこと。)
- ・交付を受けたことがある場合は、交付を受けた日から5年経過していること
- ・国、地方公共団体等の他の助成制度と交付対象経費が重複していないこと。

<注意事項>

- ・工事着工前の申請が必要です。
- ・詳細は岩美町役場住民生活課住宅係へお問い合わせください。



お問合せ・交付申請窓口
岩美町住民生活課 住宅係
電話 (0857) 73 - 1415